

令和4年12月7日
四国電力株式会社

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る 電気料金の負担軽減措置の認可申請について

当社は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る電気料金の負担軽減措置を実施するにあたり、国の認可が必要となる規制料金について、本日、経済産業大臣に認可申請いたしましたのでお知らせいたします。

また、国の認可を必要としない低圧供給および高圧供給の自由料金についても、同事業にもとづく電気料金の負担軽減措置を実施いたします。

当社といたしましては、お客さまのご負担軽減に繋がられるよう、引き続き、同事業の実施に最大限協力してまいります。

<電気料金の負担軽減措置の概要>

対象となるお客さま	低圧供給および高圧供給のすべてのお客さま
適用時期	2023年2月分～10月分の電気料金 〔 低圧供給のお客さま：2023年1月使用分～9月使用分の電気料金 高圧供給のお客さま：2023年2月使用分～10月使用分の電気料金 〕
内容	各月の燃料費調整単価から、以下の単価を割引いたします。 (2023年2月分～9月分) 低圧供給：▲7.00円/kWh、高圧供給：▲3.50円/kWh (2023年10月分) 低圧供給：▲3.50円/kWh、高圧供給：▲1.80円/kWh
その他	本措置の適用を受けるためのお客さまの手続きは必要ありません。

【参考】電気・ガス価格激変緩和対策事業について

2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策で、2023年度前半にかけて、毎月の請求書等に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減するものです。

詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

以上